

## 加須市子ども・子育て会議条例

平成26年7月7日条例第21号  
改正 平成30年3月8日条例第3号  
平成31年2月22日条例第1号  
令和5年6月29日条例第17号

(設置)

第1条 本市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策及び児童福祉に関する行政の円滑な推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、加須市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、子ども・子育て支援に関する事項及び児童福祉に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 市以外の関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども局子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会の議員の身分を有していた者（第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。）を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

附 則 (令和5年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。